

## 平成 21 年 9 月議会山田美津代一般質問

○（笹井議長） 以上で、八尾君の一般質問は終了しました。次に、山田美津代君の発言を許します。

**○（山田美津代議員）** 議場の皆さん、また一般質問に傍聴に来ていただいた皆さん、たくさん来ていただいてありがとうございます。おはようございます。11番、山田美津代、一般質問をさせていただきます。

その前に昨日、田原本の町会議員の選挙が行われまして、日本共産党の議員が2議席、実現することができました。田原本町は国保税が9,200万円も値上げをしたり、値上げのラッシュだったんですね。共産党は2議席になりまして、これからは、この田原本町も住みよい町になるのではないかなというふうに期待をしております。先日の山田議員の一般質問でも町長はあっと驚くような発言をなさしまして、ごみ袋の無料化とか、それから水道料金の、今、黒字なので値下げを自分は考えているけれども職員との話し合いの調整がつかないという、自分は町民のために値下げをしたいという気持ちを持っているとお話されました。

先ほども八尾議員の質問の中で、高齢者に負担というものはしたくないという発言をされて、これから私がする一般質問に対しても町民のためになるようなご答弁をいただけるかなというふうに期待をして、4項目の質問をさせていただきます。

初めは、多くのお母さんやお父さんの願いである**中学校給食の実現**を。内容の①中学校給食実現はかねてから多くの町民の願いであり、食環境の悪化と子供、青年の食生活のゆがみや健康問題にかかわる重要な問題であると言われているのに、町として多くの町民の声を聞かないのはなぜか。

②愛情弁当というネガティブな論議ではなく、食育教育の一環としてとらえていくことが重要ではないか。

**質問事項（2）介護保険認定制度がこの4月から軽度に認定されるよう変更されたことについて、町の対応は。**①介護保険認定制度が4月から変わり軽度に認定された人が続出して、10月から一部もとに戻す動きが厚生労働省から出されました。このことにより、既に認定を受けていた人は、軽度に認定されても異議があれば経過措置で今までの介護度で半年間は認められることになった。ところが、8月とか9月に新規に認定されて軽度に認定された人は半年後しか見直せれないので、本来受けられるサービスが来年まで受けられないという事態になります。介護度の判定で毎日毎日の暮らしががらっと変わる大事なことです。人に優しい町として、救済する制度を設けるなり、国に対して要望するなりの

手だてがいるのでは。

②介護タクシーが使えなくなりお困りの方や、末期がんで余命1カ月の人でも麻酔やホルモン剤などの投与で痛みがなくなり身体状況は一見軽度に見える人が軽く認定されたり、まさかの要支援が判定されたり、介護現場の人はたくさん矛盾を感じて仕事をしておられます。そういう状況を把握されていらっしゃるのでしょうか。把握していても放置しているのか。町としてできることを考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**3番目。町の図書館から遠い地域の子供たちや町民に対策を。**①町の図書館は遠く本を読みたくてもなかなか手に入れにくい沢や広瀬、南郷などの大字町民の方は、せっかく充実した図書館が町にあるのになかなか交通手段がなく利用できません。そこで各大字の公民館に本を置いてほしいという要望が町民から出されました。広陵町子ども読書活動推進計画が本年度に策定されること、先日の議会で冊子をいただき拝見をしました。各学校や幼稚園などの蔵書も多く子供たちへの働きかけもいろいろ取り組まれていて評価しますが、推進計画の中に図書館から遠い大字の公民館に本を置く計画も盛り込んでいただきたい。そういう視点が抜けているのではないのでしょうか。

②また、町の図書館の管理で移動図書館を設けたら、図書館から遠い人たちでも利用できるのではないのでしょうか。

**質問事項(4) 竹取公園の活性化委員会の進捗状況は。**①先月の議会で9月1日から駐車場がもとどおり無料化になることが条例化しました。これからのことが大事です。公園がにぎわい、他府県からたくさん来られるように、どんな手だてをされたのでしょうか。

②委員をどのように選出するのか、具体的にお聞かせをいただきたい。公募はされるのですか。緑化フェアに向けて当然、商工会や関係町民の方の参加のもとにお知恵を集めるのですから、公募による住民参加があるべきと思います。以上4点でございます。

○(笹井議長) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。平岡町長！

**○(平岡町長)** ただいま山田議員からご質問ありました4点について、お答えをしたいと思います。

まず、1番の中学校給食については教育長が答えます。

2番でございます。介護保険認定制度の4月改正等に関する町の対応について、2点お尋ねでございます。

まず初めのことですが、平成21年4月から要介護認定の調査方法については、最新の介護の手間を反映させることや、できるだけ認定結果のばらつきを是正することを目的として経過措置による見直しが行われました。この見直しに関しては、要介護状態の区分等が軽度に変更され、これまで受けていた介護サービスが受けられなくなるのではないかと利用者等からのご心配があり、その後、厚生労働省では検証検討会を設けて、検証が行

われました。国においてのこの検証を実施している本年4月から9月までの期間中は、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、経過措置によって、従前の要介護状態区分等によるサービス利用が可能となり、利用者の不安解消となったものと認識しております。なお、新規申請者につきましても、実態に即して改められた内容により調査を行っている状況であり、見直し当初の軽度に判定されるという不安が解消されているものと考えております。今後は国の検証検討会の検証の結果、本年10月1日からは必要な項目について修正された新しい内容で調査を行うこととなっており、よりご本人の実態に即した調査と認定がなされるものと認識しております。介護保険の要介護認定の規定は社会保険制度として定められたものであり、町独自の方法での救済制度は設けることはできませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次、2番の介護保険認定保険制度の町の対応でございますが、ご指摘の軽度認定者の介護タクシー等のサービス利用の影響についてでございます。お尋ねの、本当は重症であるにもかかわらず軽度に認定されるようなことがあるとのことにつきましては、訪問による調査時におきまして特記事項の記載に誤りがないように務め、ご本人のそのときの状態を詳しく調査しており、なおかつ主治医の意見書も踏まえて、介護認定審査会において適正に審査判定しているものでございます。

このことから、ただ単に介護度が低くなったとか、個人の意識のみによる結果だけをとらえることでなく、調査時点でのご本人の状態が一番重要な内容であると考えております。さきの質問でもお答えさせていただきましたとおり、要介護認定方法の見直しが行われ、本年9月までは、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、経過措置によって従前の要介護状態区分等によるサービス利用が可能であることから、急に介護タクシーが使えなくなったとか、状態が悪いのに軽度の判定となるようなことはありませんし、現在、そのようなお声をお聞きしている事例もございません。もし、議員がお聞きをされてることがあれば、お一人お一人の個別の状態をご相談ください。今後も町といたしましては、実際の介護現場の状況を把握し、また、適正なケアプランの作成や給付状況調査を行うとともに、より利用者の立場に立った介護サービスを提供していく姿勢にかわりはございません。

次、3番でございます。図書館についてのお答えは教育長がお答えをします。

次、4番でございます。竹取公園の活性化委員会の進捗状況でございます。そして公募による住民参加があるかどうか。ご質問をいただきました。

答弁として、竹取公園の活性化委員会の進捗状況は9月1日から無料化の実施をしたところでございますが、現在シルバー人材センターによる広陵町の特産品、特に野菜などを中心に公園来園者に向けての物品販売の計画を進めていただいているところです。近くオープンされると思います。新たなにぎわいが生まれるのではと期待をしております。

そして2番の住民参加であります。仮称広陵町行政フォーラムを立ち上げて、幅広い行政課題についていろんな意見を集約できるよう進めてまいります。当然、公募も含めて

検討を急いでおります。以上のとおりでございます。

○（笹井議長） 安田教育長！

○（安田教育長） 山田議員の質問事項1、多くのお母さんやお父さんの願いである中学校給食の実現を。①中学校給食実現はかねてから多くの町民の願いであり、食環境の悪化や子供、青年の食生活のゆがみや健康問題にかかわる重要な問題であると言われていたのに、町として多くの町民の声を聞かないのはなぜか。2番目として愛情弁当というネガティブな論議でなく、食育教育の一環としてとらえていくことが重要ではないかというご質問でございます。

答弁といたしまして、山田議員がおっしゃるように中学校給食を願う町民はおられることはおられるとは思いますが、反対に親がつくる弁当を望んでいる子供たちの多いのも事実であります。学校給食につきましては、さきの広陵町学校給食検討委員会における協議検討の結果、給食は実施しないで従来どおり家庭からの手づくり弁当を基本とするとの結論が出たのであります。平成17年度から弁当を持参することが困難な生徒に対する対応を望む声にこたえるため、食のあり方を考えバランスのとれた食事の提供としてスクールランチを開始しました。開始に当たり、業者には栄養のバランスを考えながら年齢相応の好みにあった日替わりメニューをお願いし、業者には創意工夫により相当努力をいただいておりますが、スクールランチの申込件数は年々減少し、平成17年度の開始時には年間1万37食ありましたが、平成20年度は約3分の1の3,551食となりました。このことから、生徒は注文の弁当よりも手づくり弁当を望んでいるのではないかと分析しています。

なお、町民の声を聞いていないとのご意見であります。7月9日に町の各種団体の長や役職者などの出席による町施策行政課題懇談会の席上でもご意見をお聞きしたところ、中学校給食の実施よりも全員で現状の弁当持参の継続がよいとのご意見でした。

2番目の質問でございます。中学校給食を食育教育の一環としてとらえていくことが重要であるとの山田議員のご意見でございますが、食育教育基本法第2条と第3条では食育の基本理念として、心身の健康と、健康の増進と豊かな人間形成に資すべきこと、及び食に関する感謝の念と理解が深まるように配慮されるべきこととうたわれています。

町では今、中学生に対して、自分で弁当をつくって食の大切さを学ぶ弁当の日の設定を考えています。これは中学生が家庭で自ら献立を決め、買い物をし、調理や盛りつけ、片づけまで自分で行うものであります。これにより、先に述べた食育の理念が中学生により浸透するものと思っております。参考までに本年9月4日付の朝日新聞奈良版の記事を添付しておきますので、ごらんいただきたいと思います。

次に質問事項3、町の図書館から遠い地域の子供たちや町民に対策をとる質問でありま

す。その一つとして、町の図書館は遠く本を読みたくてもなかなか手に入れにくい沢や広瀬、南郷などの大字町民の方は、せつかく充実した図書館が町にあるのになかなか交通手段がなくて利用できません、そこで各大字の公民館に本を置いてほしいという要望が町民から出されました。広陵町、子ども読書活動推進計画が本年度に作成されることを先日の議会で冊子を拝見しました。各学校や幼稚園などの蔵書も多く子供たちへの働きかけもいろいろ取り組まれていて評価しますが、推進計画の中に図書館から遠い大字の公民館や公民館に本を置く計画も盛り込んでいただきたいという視点が抜けているのではと。

2番目として、町の図書館の管理で移動図書館を設けたら、図書館から遠い人たちも利用できるのではないかというご意見でございます。

まず初めの答弁についてお答えいたしたいと思ひます、町立図書館につきましては、おかげさまで平成20年度末で蔵書冊数23万冊、年間貸出冊数55万冊、入館者数23万人ということで、県下の町では最大の、市を入れても奈良市、生駒市、橿原市に次いで4番目の規模であり、充実した図書館として利用者の方々から大変ご好評いただいております。町立図書館から遠い地域のために、大字公民館へ本を置いてはどうかというご意見でございますが、かなり以前、役場庁舎がまだ木造だった時期に巡回文庫と申しまして、各大字の公民館や店舗などに数十冊の本を置き、自由に貸し出し、返却ができるような方法を行っていました。しかしそのころは、現在とは違って、図書館自体がまだ役場庁舎の別館の廊下の片隅に本棚を設置して本を並べていたころのことで、現在とは比べ物にならないくらいの図書館状況でございました。このような時代の変遷や公民館の管理などのことを考慮しまして、今のところ、各公民館への本を置くことは考えておりません。なお、町立図書館の貸し出しにつきましては、現在一人につき、2週間8冊まで範囲を行っておりますが、町では今、貸し出し内容や返却窓口の拡充の検討をしております。例えば貸し出しにつきましては、貸出冊数の枠を増やすとか、予約の大変多い本の購入冊数を少し増やすなどのことでございます。また、返却窓口につきましては、現在町立図書館だけありますが、次の貸し出し順を待っておられる方のために読み終わった本をなるべく早く返却願うために、町サービスカウンターなど公共施設で返却事務を行うことを考えております。

私は町立図書館を単に本を貸し出すところだけではなく、さまざまなサービスを行うところだと認識しており、お勧め本、新刊本、中学、高校生、ヤング向け、全国ふるさと情報などの特設コーナーを設置しております。またこのほか、魅力ある図書館づくりとして、広陵町ならではのいろんな特色ある催しを行っております。例えば玄関付近の展示コーナーでは、絵画や俳句などの申し込みにより町民の方の作品展を行っており、視聴覚室では地質学専攻の大阪大学名誉教授である菅野図書館長の館長講座、神戸山手大学教授である河上邦彦文化財保存センター所長の考古学講座などの定期的開催やプロの演奏家を招いたクラシックコンサート、7月の部分日食のときは日食観測会などがあります。このように今後も図書館を生涯学習の場として、知的欲求への情報発信場所として、また、文化芸術の拠点として、そして皆さんの図書館として運営してまいりますので、どうぞよろしくお願

い申し上げます。

2番目の移動図書館につきましては、奈良県内では、奈良市、天理市などの大きな市、西吉野村や大塔村と合併した五條市のような地域的な事情のあるところを除いて、実施している図書館はありません。また、町の行財政から見ると、実施についても経費や人的配慮などの難点があります。ただ、1のところに申しましたように、1のご意見でも関連しますが、本の音読などこれからのNPO事業やボランティア活動の活動家により、活性化により、将来的にこれにかわる図書館サービスが期待できるのでないかと思っております。以上でございます。

○（笹井議長） 11番、山田君！

**○（山田美津代議員）** 2回目の質問いたします。中学校給食についてですが、今、教育長がご答弁ありましたけど、スクールランチが給食のかわりとはとても言えません。それは学校給食活動や食育活動の総合的体制の観点から見て、学校活動全体に参加できない営利企業に生徒の昼食を委託することは、学校管理運営のサイクル、例えば計画や実施、評価、予算化などを分断し、不適切であることは明白です。業者の弁当では教育力を発揮できません。給食は単なる食事ではなく、食教育の生きた教材、教科書と位置づけた学校給食法から見て、そう言えるのではないのでしょうか。先日の議会でも、学力向上のことで、朝食をきちんととり家族で話しながら一緒に食事をする家庭の子供は学力がついている子が多い。そこで早寝、早起き、朝ご飯ということを取り入れていると教育長が言われてましたが、食事は本当に、また特に子供には大事なものです。

1980年ごろから荒れる中学生が問題になり、非行が問題となっている生徒の食事調査を東京都足立区の栄養職員が行い、そこから見えてきた食生活は朝食の欠食や食と生活リズムの崩壊、家族そろって家で食事ができない、コンビニなどでたむろしてパン、おにぎりなどを食べる日常。まともな食事内容ではない過剰な菓子やコカ・コーラなどでした。問題生徒に限らず、一般生徒がこうした傾向になっていることが鮮明にされました。

1982年にはNHKの報道番組、「なぜ一人で食べるの」が放映され、都市農村問わず、孤食の家庭が蔓延していることが衝撃的でした。孤食の子供は家族団らんの子供に対して、体調不良傾向があり、生命の躍動や生きることが楽しいという子供らしさや夢、希望を感じる心の力など、総じて生きる力が減退していることを番組は提起しました。

また2002年、文部科学省が実施した児童生徒の心の健康と生活習慣に関する調査が発表され、朝食欠食など生活習慣がよくないと心の健康度もよくないことがはっきりしました。

このことから、食事の内容や質と子供の心身の健康状況とが深く関連していることが明らかです。食の生活や文化状況が生きる喜び、共同生活の楽しさ、人間としての生き方を形

成していく土台です。一言で言えば、共食文化こそ、食生活はもとより子供の発達と生きる力を育てるもとです。

フィンランドでは学力世界ナンバーワンで有名ですが、給食でも先進的です。1943年、国民学校で無償給食。また、1977年、基礎教育学校法にそれを引き継ぎ、1988年にはすべての高校が無料給食を初め、カフェテリア方式のセルフサービスでメインディッシュ以外のパン、野菜、飲み物は自由で、食事時間も一斉にではなく、一定の時間内に自由にとる仕組みです。保育園では働く母親のために朝食給食があり、これが出生率を高めたと言われています。

フランスではファストフードになれてしまった子供の味覚を正常に戻し、農業と食文化を守るという観点から多くの市民や小売店、または、一流シェフが味覚の授業をして油脂を使わない献立と料理を教えたりしたりしています。

食教育への財政措置や支援を惜しまない点が先進国の特徴です。愛情弁当といって働くお母さんたちに子供たちの食への責任を押しつけている自治体とえらい違いではないでしょうか。

このように給食は教育なのです。子供の未来づくりに欠かせない大事なものです。このとらえ方、考え方が大切です。単に親が楽しただけという短絡的考えは改めていただきたい。小学校までは栄養のバランスのとれた教育としての給食をとれたのが、中学校に上がった途端にただ食事として、好きなものだけ入っていて量もダイエットのためということで、こうちっちゃなお弁当を小さなお弁当容器で、お母さん方もいろいろ工夫はされていますが、食べないで残されるといやなので、やはり好きなものだけ入れて全部食べきれの方がよいかと子供中心の弁当になり、栄養バランスとの葛藤がストレスにも、お母さん方のね、ストレスにもなります。発達途上の中学校生徒に、心と体の両面でバランスのとれた給食を提供することが大事ではないでしょうか。このことについて、ご答弁いただきたいと思います。

○（笹井議長） 安田教育長！

**○（安田教育長）** 後半のことについて、私は同じ考え方なんですけども、この食育の、特に義務教育の中での位置づけというところに私と少しずれがあるように思います。といいますのも、今、義務教育の小学校大体3年生から4年生ごろから、大体カロリー計算を行い、そしていろんな家庭科や技術のところではいろんな献立も学んでおります。これは男女とも一緒に学んでいるわけなんですけども、この今まで学んできたその知識を実際に行ってそれを知恵にしていく、これが私は義務教育の大きな柱だと思っているんです。これが今、文科省がいつてる生きる力の一番大切なところだろうとっております。ご存じのように、食育のことが言われているのは子供たちがもう、早朝から今言われたように、

ファストフードで、そして、子供たちが成人病になっている。この実態からこのことが出てきたということをご存じだろうと思います。また恐らくこのあとの弁当の日のことについての論議の中にも出てくるわけですが、先にその答えを言っておきますけども、できましたら、私、きのう約半日かけて弁当の日というインターネットを見まして、竹下和男さんのあの講演内容をすべて見させていただきました。もう一度竹下先生の、なぜそういうことをされたかというそういう経過をもう一度見ていただきたいと思います。特に私は、若いお父さん、それからお孫さんを持っておられる方、ぜひ、あの実態を見ていただきたい。そして、この弁当の日というものがいかにこれから大切であるかということ、お互いに子供たちと一緒に食事をつくりながら、これは手段であって目的は家庭力の回復だと私は思っております。だからそういうことで今、子供たちは、思春期の子供たちはいろんな栄養のバランスを考えながら、自分の量を考えながら、自分の命は自分の責任を持ってこれから生きていくんだということを考えてみれば、私はいろんな親の知恵をかりながら子供たちにその知恵を授けていただきたい。私はこのように思っております。以上です。

○（笹井議長） 11番、山田君！

**○（山田美津代議員）** 今、教育長がおっしゃられたことは、土日のお休みとかまた夏休みの間とかお母さん方と一緒につくっていく、そういう家庭で、それはクリアできるのではないかと思います。以前の給食委員会が開かれて、そのときには給食は否定されたというご答弁ありましたが、大分前の話だと私は聞いているんです。7、8年ぐらい前というふうに。そのころと今、そのときの給食委員会にどれだけ、現場のお母さん方の声が届いていたかは、すごく疑問に思うんです。7月9日にも、町の各種団体の長や役職者などの出席による町施策、行政課題懇談会の席上でご意見をお聞きしたところ、全員が現状の弁当持参の継続がよいとのご意見だったそうですが、この中にも本当にお母さん方が入っておられたのかなというふうに思うんです。今は、過去7、8年前より就労しているお母さん方増えていますし、その分要求も強くなっていると思われるんです。

お母さん方の声を幾つか紹介させていただきます。お弁当は栄養のバランスを取るのが難しい、入れるものが限られてしまう、メニューが限られる、マンネリ化する、体によいものを入れたいが難しい、野菜が少なくなりがち、冷凍食品に頼りがち、冷凍食品を栄養添加物など気にしながら使っている、油物が多くなりがち、冷めてもおいしいお弁当をつくるのは難しい、梅雨時や夏は傷まないかが心配、量が少くないか心配だ。こういうふうに毎日試行錯誤しながら悩みながらつくっているお母さん方の苦勞がかいま見えます。また、給食の必要性を訴える声もごさいます。給食はメニュー工夫されている、食材が豊富、家とは違うメニューや味が味わえてよい、嫌いな物も食べる、残さず食べる、給食の

おかげで好き嫌いがなくなった、安心して食べさせられる、地元の食材で安心、クラスみんなで同じものを食べるのがいい、栄養面で子供の健康を支えてくれている、温かい物が温かいままで食べられる、レシピが参考になる、朝食抜きの子供が増えている中で存在意義が大きい、お弁当づくりは大変だから給食にしてほしいという声を責めるのではなく、そのような声にどのようにこたえていくか、食育教育との関係をどう大事にしていくか、学校やPTA、あるいは地域でともに考えていく体制を町として構築していくか、真剣に考えていただきたいと思います。今、教育長がおっしゃったインターネットの先生のお話がどのように意義があるかを具体的に教えてほしかったんですが、その内容はなかったので、また私も見せていただきますけれども、こういうお母さん方の生の声をやっぱり聞き入れていただいて、しないというふうにもう先に答弁されておられますけれども、やっぱり検討委員会というものを立ち上げていただいて、これはやはり今の中学校給食、子供たちの体のこと、心のこと、本当に大事なものですから、真剣に考えていただきたいと思います。その辺、もう1回、答弁お願いします。

○（笹井議長） 安田教育長！

**○（安田教育長）** 今、食の大切さというところは私と同じ考えだと思うんですけども、それを、今度だれがどのような形で何を目的でというようなところで、いろいろと方法論で違っているだろうと私は思っております。先ほどのインターネットの話なんですけども、恐らくすれば私は1時間ほどで済むだろうと思えますので時間がありませんから、話はしませんけど、私はそこで一番、感じたことは何かというと、なぜ、そのことをされたかということ、今まで新聞に載っているような、例えば親が子、子が親を、そういうような、言ったら殺すようなそういうものじゃなくて、もっと現実には小学校の低学年までにその怖さはいってますよ、このことをこれからなくしていくには、どのようにするのかということの親と子の家庭力というんですか、親の責任と親に対する畏敬（いけい）の念というんですか、尊敬の念を持たず、そういうために手段としてできたのがこの弁当の日なんです。私はその中で一番びっくりしたことは、ウグイスの話があったんですけども、ウグイスが生まれてすぐにウグイスの親の声を聞かない、そこで育ててしまうわけです。そうしたときに、今度大きくなってから親にその子供をね、その鳴き声を聞かすわけですけども、そのときにはウグイスはすぐに鳴き声を覚えてしまうそうです。そういうことで、今度は悪い人がおまして、だったらウグイスにカラスの鳴き声を聞かせたらまねできるだろうかということをやったんですけども、幾らかかってもカラスの鳴き声はできなかった。そこでそのことを言われる中では、あらゆる生き物というのは、いろんなそういう親から子へ、子から孫へとつないでいく、そういう教育のプログラムというのがあるんだと。そのプログラムは親がそれを操作しないと子供たちにはそれを活用することがで

きないと、こういうことを言っておられました。私はそのことを考えていったときに、親と子供と一緒にいろんなことを、でこをつけながらあしたのお弁当を、あしたのことを考えながらして行って、親と子のやっぱり何ていうか会話というんですか、そういう溝というのを少しでも埋めていただきたい、こういうように思っております。以上です。

○（笹井議長） 次、お願いします。11番、山田君！

**○（山田美津代議員）** そういうことで、委員会を立ち上げてぜひ、現場のお母さん方の声も入れて行っていただきたい。今のインターネットのことはまた、勉強させていただきますけれども、ぜひお願いをしたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

介護保険認定制度のことですけれども、今回の見直しは一概に要介護度が低く判定されるものではありませんと厚生労働省は弁解をしますが、4月2日に共産党の小池晃参議院議員が暴露した内部資料で、今回の改悪は要介護度を引き下げ、介護保険の給付費を削減するというを目的として検討されたものであることが明らかになりました。政府は要介護認定という入り口の改悪で、介護取り上げを一層進めようとしていたのです。

政権が変わり、今までの弱い者いじめの政策から福祉を重視される政策へ転換されるよう、共産党としても建設的野党としての役割を果たしてまいりますが、軽度認定された方は日々つらい日常を今、このときも送られています。

10月から認定制度もとに戻るとしたら、国の定めた時期が来る前に自治体として救済する意思があるのでしょうか。先ほど、自治体がするものではないという話がありましたけれども、こういう事例があります。自治体が自らその介護を提供することが重要です。

そもそも公的な在宅介護の始まりは1956年、長野県上田市、諏訪市などで始まった家庭養護婦、後の家庭奉仕派遣事業です。立命館大学の小川教授は東京家庭奉仕員20年の歩み記念文集の感想として、戦後取り残されたバラック長屋の一室で、ざん切りにした頭はふけとほこりが絡まり、歯のないくしゃくしゃの顔に刻まれた一筋一筋の深いしわの中まで黒くあかがしみ込んだ、こういう派遣を拒む病弱の老人と人間関係をつくりながら、清拭（せいしょく）、ふくことですね。清拭や洗顔、足浴などを行った事例が書かれており、感動的であると紹介しています。これからの在宅福祉サービス、この精神はどこに行っただけでしょうか、今では何もかも、民間任せ、そして介護保険の狭い意味での運営だけを市町村が行い、実態も知らずに給付抑制を行う、このような実態のありようを転換し、自治体が介護の分野でも公的な責任を果たすようにすることが必要ですということが書かれておりますけれども、やはり自治体としての、先にこれは国がやってくれることですからはなくてできることがあるはずで。

今の時点でも苦勞されておられる、こういう方の実態をつかんでおられないようですが、

そういう方おられますので、ぜひそういう方に対しての救済措置ということをこの広陵町、人に優しい人に優しい町の広陵町として考えていっていただきたいと思います。

○（笹井議長） 竹村福祉部長！

**○（竹村福祉部長）** 介護の認定制度のことについて、お答えをさせていただきます。平成21年度4月から行われました改正によりまして、軽度の認定の方が多く出ておるといご指摘でございますが、ご承知のように町長がお答えさせていただきましたように、本年9月まではもし、その内容によりまして軽度の判定が出たときには、本人さんの選択によりまして従来の介護度の選択も可能となっております。広陵町の申請の際の実態でございますが、その結果いかにかわらず、92%余りの方が従来の認定を希望をされておられました。経過措置を希望しないという方もほぼ8%の方がございまして、そのときの体の状態がよくなれば、よくなった状態がいいというような意思表示を確かにされたお方もあったということも事実でございます。

それとすべての方が軽度に判定されるのかということではなしに、この項目がより実態に即した形での改正ということでございますもので、実際、広陵町のお方につきましても、重度に判定の結果、重度に判定をされたお方もいらっしゃいます。ただ、お一人お一人の体の状態が前回の認定から日にちがたちますと、また状態も変わっておるといことでございますので、今、お一人お一人の状態をここでご報告申し上げることもできませんけれども、事実そういうお方もいらっしゃったということでございます。それで今回、10月からさらに今までの半年間の状態を検証されて、更により実態に即した形で改正をされることになってございます。

それでご心配の今、軽度に判定されたのではないかと、あるいは経過措置で従来のままの判定ではございますけれども、新規の場合、軽度に判定されたままではないかというようなご心配でございますけれども、当然この判定の制度、あるいは基準が変わったことになってございますので、今、判定を新規に判定をされたお方につきましては、有効期間の終了前であっても区分の変更申請、あるいは非該当となったお方につきましては再申請を行うことができますので、ずっとこのままである一定の期間、有効期間の間、辛抱せないかんということではございませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それからご質問の中にもございましたけれども、今回の改正、日を追っての改正をされましたのは、より日ごろの生活の状態を反映をすると、重視をするという目的で行われておりまして、その中でいわゆる病気の重症度につきましては、この介護の目的といえますか、必要とされる介護はどのようなものかという判定とはまた別の次元のものでございますので、そのあたりをよろしくご理解いただきたいと思います。その中で町の責務と公的な責任ということでございますけれども、一定のルールに基づいたその判定基準の中でよ

り実態に即した項目で1番、2番、3番で選び切れない部分があるかと思いますが。そういうところにつきましては、調査員がより実情をお聞かせいただき、あるいは介助のお方のお話をお聞かせいただいて、いわゆる項目として選びきれない部分は特記事項ということでお書きをいただく、あるいは医学的に主治医の先生方からご意見がある場合は主治医の意見書でもってご意見をいただく、そのご意見、あるいは特記事項等を総合的に審査会の方に持ち寄らせていただくということで、できるだけ正確な内容に努めさせていただきます。これが行政の責務であると考えております。よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○（笹井議長） 11番、山田君！

**○（山田美津代議員）** 今のご答弁、認定が軽度になされたのは私、前も介護保険策定委員会の折とか前の議会でもいろいろお話しさせていただきましたけども、本当に重度の今まで重度の方ですね、寝たきり状態の方は自立を選ぶようなそんなひどい認定の仕方があったわけです。点滴チューブで栄養をとっておられる方は食事をこうスプーンで食べることがないから自立を選ぶ何てとんでもない、そういうことで抗議の声が多くて今度、認定制度が一部もとに戻されるということになったわけですね。そういう国が社会保障費を削るということで、こういうひどい認定制度にしたわけです。そういうことで今、竹村部長はそういう方はおられないというふうにおっしゃいましたけど、地方自治法第1条には、地方公共団体の基本を住民の福祉の増進を図ると定めています。住民の生活を支え健康を守る仕事は本来は自治体の一番の仕事でありますので、もう少し実情を見ていただいて、国がしているからそのままするというのではなくて、やはり町民の方のそういう本当に弱者の方のことを考えた政策をしていただきたいというふうに思います。

時間もないので、次の図書館の方に移ります。この広陵町子ども読書活動推進計画、教育委員会で策定されたそうですが、年次計画とか予算の裏づけとかはあるのでしょうか。県の推進計画書の中に、地域における子供の読書活動の推進として、公民館における子供の読書活動の推進の項目があり公民館、児童館、各集会所に図書室や文庫の設置を促し、学校や公立図書館との協力により、適切な本を整備し、読み聞かせや貸し出しを行うなど、その利用の活性化が求められますとあります。町の図書館から遠い地域のこういう活性化があると県も言っているのです。また町内すべての小・中学校に学校図書館指導員を配置し、児童生徒の学習活動を支援とありますが、いつからどのような形で、何人、配置をされるのでしょうか。また、この推進計画書にはブックスタート事業というのがございまして、それには参加していないが健診時に本を渡しているとありました。赤ちゃんが初めて本と出会う大切なときです。香芝の先進的な取り組みもインターネットで紹介されましたが、広陵でもただ本を渡すのでなくお母さんと赤ちゃん、双方に働きかけたいろんな取

り組み方を工夫をしていただきたいと思います。

沖縄でのインターネットで調べましたら、とてもすばらしい沖縄でのブックスタートの事業を展開されてますので紹介をしておきます。那覇市では議会での質問をきっかけに社会教育課が中心となりブックスタート実施に向けて情報収集を始めました。立ち上げ当初、社会教育課の担当だった方は健診が終わった親子に声をかけていったのですが、残念なことに人手も足りず、読み聞かせに気づかずに帰ってしまう親子がほとんどでした。この経験を通じて、ただ健診会場に図書館員が出向くだけではうまくいかない、ブックスタートを成功させるためには健診にかかわるスタッフともこの事業を行う、連携をすることが不可欠だと実感しました。ということでこのように行われているそうです。ボランティアはブックスタートについて説明したあと、赤ちゃんの様子に合わせて歌ったり遊んだりしながら絵本を読みます。さっきまで泣いていた赤ちゃんもご機嫌が直ってきました。保護者は絵本より先に赤ちゃんの表情を見ます。我が子のかわいらしい様子を見ると、保護者の表情がぱっと明るくかわるんです。その瞬間、手渡す側はやったねと思い、とてもうれしくなりますと言っておられます。絵本に関する講座を行っても、関心のない人はその場に来ません。でもブックスタートではすべての親子に赤ちゃん絵本をこんなふうにしめるといふ楽しい体験とともに絵本を手渡します。だからこそ、どの家庭にも絵本のひとときを持つきっかけを持ち、持ち帰ってもらうことができるのです。それに、家に絵本がなかったらすぐに本屋さんや図書館まで行くかという、忙しい育児生活の中ではそうはいかないです。絵本の楽しい体験と手渡す本とがセットだからこそ、この活動はとてもよいのだと思います。ということが紹介されてました。ただ単に健診時に本を渡すだけでなく、こういういろんな取り組み方をしてブックスタートを推進していただけたらと思います。

ですから、質問事項は年次計画とか予算の裏づけですね、推進計画の、それがありますか。それと学校図書館指導員を配置して、何人配置するのか。いつからどのような形であるのか、それとこのブックスタートをこういう沖縄のようなやり方でしていただきたいと思います。このことについてご答弁をお願いします。

○（笹井議長） 松井教育委員会事務局長！

**○（松井教育委員会事務局長）** 数点、いろいろご質問ありました件で、順を追って説明いたします。まず、子ども読書活動推進計画の今後の実施計画ということでございますが、現在、町立図書館と各学校の図書館との間で定期的に会議を持っております。その中で今後の計画推進につきまして、協議をしていく予定をしております。

次に、公民館に本を置いてはどうかということを含めまして、どういうふうに地域の図書活動を活性化していくかということでございますが、議員も読んでいただいたと思いま

すが、図書館推進計画の中では、この計画は地域に合った特性を考えて推進していくということになっております。広陵町では、ご存じのように地域的に図書館から距離がそんなに遠く離れていないと思いますので、それらも含めまして、現在の町立図書館を中心に図書活動を活性化していくことを考えております。内容につきましては教育長が答弁したとおりでございます。

それから、学校図書館の指導員につきましては8月議会で説明しましたとおり、図書館支援センターの計画に基づいて今後も推進していく予定をしております。

最後に、赤ちゃんにつきましの図書ブックスタートの関連でございますが、図書館では毎月第1、第3の木曜日に、お父さん、お母さん、それから子供さんを募集しまして、赤ちゃんから絵本を楽しもうという講座をしております。毎回30組ほど申し込みがあるそうでございますが、今後もこれを続けていく予定をしております。また、これ以外に特別講師を招きました赤ちゃん特別講座、それから例えば赤ちゃんとのスキンシップということでベビーマッサージを体験してみようというそういう面からも赤ちゃん絵本との活動をこれから推進をしていく予定をしております。以上でございます。

○（笹井議長） 11番、山田君！

**○（山田美津代議員）** 赤ちゃんのいろんなことをされてるとおっしゃいましたけど、やはり初回健診時のこのブックスタート時にも、そのようなことを取り入れていただきたいと思っております。

それから、移動図書館のことなんですけど、図書館から遠い地域は公共交通の問題も絡んでいます。今、具体的に沢、大野とか南郷、広瀬、百済地域の交通をどのように運行されているか、これもすごく深くかかわって来ることだと思います。ドア・ツー・ドアで行きたいところに行きたい時間に行けるよう、交通弱者の意見を必ず取り入れて、何回もこれはお願いしていることなんですけど、計画をしていただきたいと思っております。その辺のところ、最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○（笹井議長） 柘田総務部長！

**○（柘田総務部長）** 予約型の乗り合い自動車、これにつきましては、ただいま今後についての協議をしているところでございます。天理市の方にもまいて研究をさせていただいております。天理市の方は、今言われたように路線の改革、議員さんにも必ず、大概（たいがい）議会の方では言われておるんだということを言われておりました。その中で問題となる所といたしましては、あそこはまだ奈良交通もたくさん出ております。

運行されておりますねんけども、その中で、奈良交通の方はやはり赤字、その場所があるんだと。奈良交通にすれば天理市の方で運営をしていただきたい。運営をしていただくことによってその路線を廃止したいというような問題も出てきているそうでございます。我々、路線を新規開拓をした場合、例えば、馬見の路線が廃止になるおそれも出てくるという可能性も含めて、今後、協議をしていきたいと考えております。

○（笹井議長） 次、4番に移っていただきます。11番、山田君！

○（山田美津代議員） 活性化委員会の進捗状況をお聞かせいただいたんですが、今までどおりの考え方の委員会では活性化は難しいと思います。公募して斬新な意見をぜひ、取り入れていただきたいという意見を申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○（笹井議長） 以上で山田美津代君の一般質問は終了しました。以上で本日の議事日程はすべて終了しましたので、本日はこれにて散会します。

（A.M.11：59散会）